

業務による心理的負荷の評価方法

表1「職場における心理的負荷評価表」(以下「表1」といいます。)を用い、業務による心理的負荷の強度を評価し、**精神障害を発病させるおそれのある程度**の心理的負荷であるかどうかを検討します。具体的には、**表1において総合評価が「強」と認められれば、精神障害を発病させるおそれのある程度**の心理的負荷であると評価します。

「出来事」及び「出来事後の状況が持続する程度」の心理的負荷は、次の1～3の手順で評価します。

1 「出来事」自体の心理的負荷の評価

① 「出来事」の平均的な心理的負荷の強度

まず、精神障害の発病前おおむね6か月の間に、その精神障害の発病に關与したと思われる業務による「出来事」としてどのようなものがあったのかを具体的に把握し、その「出来事」が表1の(1)の欄のどの「具体的出来事」に該当するか、あるいは近いかを判断します。

これによって、平均的な心理的負荷の強度(「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」)を評価します。

「Ⅰ」は日常的に経験する一般的に問題とならない程度の心理的負荷、「Ⅲ」は人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷、「Ⅱ」はその中間に位置する心理的負荷とします。

② 平均的な心理的負荷の強度の修正

次に、表1の(2)の欄で、その「出来事」の実際の内容や程度により、必要があれば(1)で評価した心理的負荷の強度を「Ⅱ→Ⅲ」などと修正します。その時、恒常的な長時間労働があると認められる場合には、強度はより強いものに修正します。